1	π <i>ե Μ</i> Ε ≘π /⊐	の対色しょ	「クサールは仕口団上により公共があた行るMDOはしに依て到字MDOは
'		『の対象とした』 "#累然のなお	【名称】地域住民同士により公共活動を行う NPO 法人に係る認定 NPO 法
	租祝符员	措置等の名称	
			【税目】
			所得税・法人税(国税)
2	要望の内容		認定 NPO 法人制度の適用要件において、「新しい公共」を担う総合型地域
			スポーツクラブや学校支援地域本部等、地域住民の誰もが参加できる事
	担当部局		業については、「共益的な活動」として取り扱わない措置を講じる。
3	担当部局		スポーツ・青少年局 生涯スポーツ課
4			
4	評価実施時期		_
-	評価実施時期 租税特別措置等の創設		
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		_
	年度及び改正経緯		
6	適用又は延長期間		_
-		[@ ' =, ,, =	
7	必要性	① 政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等	及びその	地域住民が主体的に参加し、支え合う総合型地域スポーツクラブ等
		根拠	の安定的な運営を通じた「新しい公共」の実現や地域のスポーツ等の
			環境の充実
			// zt/ 体 口 的 の 相 枷 \\
			《政策目的の根拠》
			〇 「『新しい公共』宣言」(平成 22 年 6 月)(抜粋)
			◇ 総合型地域スポーツクラブを拠点とした地域住民の主体的な
			取組
			地域住民が出し合う会費や寄附により自主的に運営する NPO 型
			のコミュニティスポーツクラブが主体となって地域のスポーツ環
			境を形成する。
			○ 「スポーツ立国戦略」(平成 22 年 8 月)(抜粋)
			「新しい公共」の形成を担う総合型クラブの取組を促進するため、
			寄附税制等の税制措置を検討する。
			○ 総合型地域スポーツクラブ全国協議会からの要望(平成22年7月)
		② 政策体系	(1) 文部科学省の実施する政策評価
		における	「政策目標 11 スポーツの振興」の「施策目標 11-2 生涯スポーツ社
		政策目的	会の実現」に位置付けられる。
		の位置付	(2) スポーツ振興法に基づく「スポーツ振興基本計画」(平成 12 年 9
		け	月策定、平成18年9月改定)において「総合型スポーツクラブの全国
			展開」について記載。
		③ 達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
		及び測定	(1) 文部科学省の実施する政策評価
		指標	国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、
			いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯
			スポーツ社会を実現する。
			(2) スポーツ振興基本計画
			2010年(平成22年)までに、全国の各市区町村において少なくとも
			1 つは総合型地域スポーツクラブを育成する。
			《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
			_

8	有効性	1	適用数等	制度導入に伴う寄附件数の見込み (試算)
	等			· 個人: 約 900 件
				・ 法人:約2,000件 【算出根拠】
				平成 21 年度の寄附件数(個人:120 件、法人:266 件)に寄附実績額(26
				百万円)と寄附目標額(196 百万円)との比率を掛けたもの
				 ○想定外に僅少、特定の者に偏っていないか
				総合型地域スポーツクラブへの参加は広く地域住民に開かれたもので
				あり、特定の者に偏っているものではない。
		2	減収額	▲約 47 百万円
		3	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:)
			目標の実	(1) 文部科学省の実施する政策評価、スポーツ振興基本計画 ○成人の週1回以上のスポーツ実施率:45.3%
			現状況	○成人の週1回以上のスポーク美施学:45.3% (内閣府「体力・スポーツに関する世論調査」(平成 21 年 9 月)に
				基づく文部科学省推計)
				○総合型地域スポーツクラブ設置市区町村の割合:64.8% (1,165/1,798 市町村(平成21年7月現在))
				(2) 寄附実績
				○「総合型地域スポーツクラブ全国協議会」に加盟しているもののう
				ち、NPO 法人格を有する総合型地域スポーツクラブへの寄附実績:26
				百万円(平成 21 年度) 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:)
				_
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析
				対象期間:)
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:)
9	相当性	1	租税特別	「新しい公共」の実現に当たっては、地域住民が行政に依存するのでは
			措置等に よるべき	なく、自らで支え合うことができる仕組みが重要であり、「新しい公共」 を担う総合型地域スポーツクラブ等に対する寄附金の拡充を図るため、
			妥当性等	既存の税制措置を活用しようとするものである。
		2	他の支援	
			措置や義 務付け等	
			との役割	
		3	分担	
		3)	地方公共 団体が協	
			力する相	
10	+=+h +> -		当性	RELIZED 1
10	有識者の)見	角 年	特になし。
11	前回の事	前	評価又は事	_
	後評価の	実	施時期	

1	政策評価の対象とした	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税
'	租税特別措置等の名称	
		制上の所要の措置 (新設・拡充・延長)
2	要望の内容	〇「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成 21 年 12 月 8 日閣
		議決定)に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包
		括的・一元的な制度の構築を進めるため、平成 22 年前半を目処に基本的
		な方向を固め、平成 23 年通常国会までに所要の法案を提出するとされた。
		〇これを受け、平成 22 年 1 月 29 日に、関係閣僚を構成員とする「子ど
		も・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システ
		ムの議論が進められ、6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会
		議(会長:内閣総理大臣)において「子ども・子育て新システムの基本
		制度案要綱」が決定された。
		 ※子ども・子育て新システムについては、平成 23 年通常国会に法案を提
		出、平成 25 年度の施行を目指す。
		山、十成 20 年度の爬刊を日相り。
		〇「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、事業ご
		とに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援
		対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括
		的・一元的な制度を構築するとされており、これを踏まえ、必要となる
		税制上の所要の措置を講じることを要望する。
3	担当部局	初等中等教育局幼児教育課
	,	高等教育局私学部私学行政課
		大臣官房総務課行政改革推進室
4	評価実施時期	_
5	租税特別措置等の創設	_
	年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	_
	~	
7	必要性 ① 政策目的 等	【《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 ○ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望が
	等 及びその 根拠	かなう社会を実現することが必要である。
	113 175	〇 また、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、
		財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体
		化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することに
		より、社会全体で子どもと子育てを支える体制を実現することを目指す。
		《政策目的の根拠》
		平成22年6月29日に、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システ
		ムの基本制度案要綱」を決定。

			政策体系 における 政策目的 の位置付 け	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される 学校づくり 施策目標 2 - 9 幼児教育の振興 政策目標 6 私学の振興 施策目標 6 - 1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興
		3	達成目標 及び測定 指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を 進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 -
8	有効性 等	1	適用数等	
		2	減収額	_
		3	効果・達成 目標の実 現状況	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:) 平成 23 年の通常国会に法案提出予定。
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:) -
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:) -
9	相当性		租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を 進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することがで きる。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割	

			分担	
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を 進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することがで きる。
10	有識者σ)見	解	特になし。
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			_

1		г -		出仇付別担目守にはる以来の尹則計画首
			対象とした	【名称】中小企業等基盤強化税制(教育訓練費に係るもの)
	租税特別	措	置等の名称	【税目】所得税、法人税
				【法律名】租税特別措置法第10条の4、第42条の7、第68条の12
				※経済産業省、厚生労働省との共同要望
2	望 要望の内容			対象となる中小企業等の範囲等を見直した上で、適用期限を延長する。(2)
				年間)
				※見直し(縮減)の内容
				適用期限の延長とともに、税額控除が適用可能な教育訓練割合を、百分
				の○・二五以上に見直す。また、控除を受ける金額を、教育訓練費の額
				の百分の十二(当該教育訓練費割合が百分の○・四五未満であるときは、
				当該教育訓練費割合から百分の○・二五を控除した割合に二十を乗じて
				計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未
				満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)) に見直す。
3	担当部局			生涯学習政策局生涯学習推進課
4	評価実施	<u> </u>	世日	平成17年度~平成24年度
·	計画美加	ը ii寸		十成17年度~平成24年度
5			置等の創設	平成17年度 創設
	年度及び	バ改.	正経緯	平成20年度 対象を中小企業等に限定、総額型を導入
				平成21年度 2年間の延長
6	適用又は	は延	長期間	平成23年4月1日~平成25年3月31日(2年間)
7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等		及びその	本税制は、中小企業等における教育訓練費の一定割合について法人税
			根拠	額等から控除することにより、中小企業等における教育訓練費割合の増
			12.32	加を促し、生産性を高めるとともに、社会人の学習機会を増加させるも
				のである。
				特に、社会人の学習機会の増加については、新成長戦略(平成22年
				6月18日閣議決定)において、『今すぐ我が国が注力しなければならな
				いのは、(略)潜在的な能力を有する人々の労働市場への参画を促進し、
				しかも社会全体で職業能力開発等の人材育成を行う「雇用・人材戦略の
				推進」の推進である』とされ、2020年までに実現すべき成果目標と
				して、教育機関側の体制整備による高等教育機関への『社会人入学者数
				の増加』が掲げられている等、我が国の成長に欠かせない重要課題であ
				る。
				このため、当省として共同要望するものである。
				《政策目的の根拠》
				新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)
				『今すぐ我が国が注力しなければならないのは、(略)潜在的な能力を有
				する人々の労働市場への参画を促進し、しかも社会全体で職業能力開発
				等の人材育成を行う「雇用・人材戦略の推進」の推進である』
		2	政策体系	政策目標 1 生涯学習社会の実現
			における	施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大
			政策目的	
			の位置付	
			け	
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	国民ひとり一人の資質・能力の向上を通じた社会全体の活性化を図る
			指標	上で、生涯を通じた学習機会の拡大は不可欠である。
				本税制により、一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱であるために人

				材育成が困難である中小企業等における教育訓練費の割合を、大企業並
				の0. 42%程度とすることを最終的な目標とする。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				_
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
8	有効性 等	1	適用数等	· 適用件数(経済産業省試算)
	守			平成 20 年度: 95, 329 件 平成 21 年度:120, 313 件
				・想定外に僅少、特定の者に偏っていないか
				平成 22 年度に中小企業庁が実施したアンケートによれば、本税制の適用を受けている中小企業等の業種に偏りは特段見られない。
		2	減収額	・減収額(経済産業省試算)
				平成 20 年度: 6,802 百万円 平成 21 年度: 7,476 百万円
		3	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:)
			目標の実	
			現状況	
				《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:)
				《忸怩付別相直寺による効木・崖成日悰の夫児仏仏/((万州 対象朔间・)
				平成 22 年度に中小企業庁が実施したアンケート調査の回答企業(税制利用企業) データに基づき試算すると、本税制による教育訓練投資の押
				し上げ効果は 1.31 倍。 このことから、税制によるインセンティブを考慮すると、中小企業等
				の労務費に占める教育訓練費割合は、下記のように推移するものと推測
				される。 ○中小企業の教育訓練費割合の推移
				平成 20 年 0.243%
				平成 21 年 0. 276% 平成 22 年 0. 286%
				平成 22 年 0. 286% 平成 23 年 0. 294%
				平成 24 年 0.305%
				(出所:厚生労働省「就労条件総合調査」等により経済産業省試算。)
				《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析
				対象期間:)
				《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:)

9	相当性	1	租税特別 措置等に よるべき	経済産業省の試算によれば、平成 20 年度に 0.243%であった中小企業 等の教育訓練費割合は、平成 21 年度には 0.276%、平成 22 年度の見込み は 0.286%と増加傾向にあることから、中小企業等における積極的な教育
			妥当性等	訓練の実施を促進する上で、本税制は効果的であると考えられる。ただし、一方で、大企業における教育訓練費割合である 0.42%とは依然として開きがある。
				今回の要望は、こうした状況に鑑み、中小企業等における教育訓練費割 合のさらなる拡大のため、税額控除の対象となる教育訓練費の要件を厳 格化するものである。
		2	他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	
		3	地方公共 団体が協 力する相 当性	本税制において、優遇の対象となる教育訓練費には、外部の教育訓練機関への教育訓練業務の委託や、外部の教育訓練機関からの講師の招聘等に要する経費も含まれることから、地域の教育訓練機関(民間事業者等)の活性化につながるものである。また、中小企業等の従業員の能力向上に伴う生産性の向上は、地域の中小企業等の収益の増加、競争力の強化につながるものであり、地域活性化に資することから、地方公共団体の関与が必要である。
10	有識者の)見	解	特になし。
11	1 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			

1			
1		面の対象とした	【名称】試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
	租税特別	川措置等の名称	【税目】所得税、法人税
			【法律名】
			租税特別措置法第10条、
			租税特別措置法第 42 条の 4、第 68 条の 9
2	要望の内	一	総額型控除上限の10%引上げ等(恒久措置)
	女主のド	14	松俶王]江烁工队() 10 /0 7 1二() 寺(巴久)自邑/
3	担当部局	- -	文部科学省科学技術・学術政策局基盤政策課
		•	7 11 3 5 11 3 5 11 3 5 11 3 5 1 1 1 1 1 1
4	評価実施	 西時期	平成 15 年~平成 19 年
5	租税特別	川措置等の創設	・増加型:昭和 42 年度創設
	年度及び	が改正経緯	・中小企業技術基盤強化税制:昭和60年度創設
	年度及び改正経緯		・特別共同試験研究に係る税額控除制度:平成5年度創設
	, 200		・総額型: 平成 15 年度創設
6	`* C = '	L7T E #0 88	• 高水準型: 平成 20 年度創設
U	6 適用又は延長期間		・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控
			除制度含む):期限なし
			・増加型:平成 23 年度末まで
			・高水準型:平成23年度末まで
			・経済対策部分:総額型控除上限の引上げ(20%→30%)については平成
			22 年度末まで。繰越期間は最長平成 24 年度末まで。
7			《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
,			*
	等	及びその	研究開発活動は、新たな「知」の創造やイノベーションによる新産業、
		根拠	新市場の創出等を通じて、我が国経済社会の持続的発展や国際競争力の
			強化をもたらす源泉である。中でも、企業の研究開発活動は我が国全体
			の研究開発活動の7割以上を占めており、その更なる活性化を促すこと
			は、我が国のイノベーション創出の基盤を強化し、ひいては成長力強化
			及び持続的な経済成長につながる。
			諸外国においても、研究開発に係る税制優遇が導入・拡充されており、
			政策的に、民間企業の研究開発投資促進に向けた取り組みが行われてい
			る。
			したがって、民間の自主性と活力を活用して我が国の科学技術の総合
			的な振興を図るため、本税制措置により民間研究開発投資を促進しつつ、
			2020年度までに官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上とすることを
			目的とする。
			(新成長戦略)
			17. 研究開発投資の充実
			2020 年度までに官民合わせた研究開発投資を GDP 比の 4%以上にする。(中略)
			民間研究開発投資への税制優遇措置など研究開発投資の促進に向けた各種施策
			を検討・実施する。
			(到路县)
			(科学技術基本政策策定の基本方針)
			4. 研究開発投資の強化
			民間研究開発投資の誘発促進を図ることとし、そのための政策手段について、
			規制・制度の合理的な見直し、税制措置の在り方を含め、検討する。
		② 政策体系	政策目標 7 科学技術・学術政策の総合的な推進
		における	施策目標 7-4 科学技術システム改革の先導
		政策目的	
		の位置付	
		け	
		17	

③ 達成目標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 及び測定 ・民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持 指標 する。 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 ・民間研究開発投資の対 GDP 比率の国際比較 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ・政策目的は、「本税制措置により民間研究開発投資を促進しつつ、2020 年度までに官民合わせた研究開発投資を GDP 比 4%以上とする | ことなの で、達成目標(民間研究開発投資の対 GDP 比率を、主要先進諸国の中で 最高水準に維持する。)の実現がどのように寄与することは自明である。 有効性 ① 適用数等 ○利用実績 (うち、税法上の中小企業分) 平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度) 等 平成20年度 7,912事業年度 (4,657事業年度) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (注)上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究 開発税制の利用企業数では、中小企業が6割を占めると推測される。な お、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータ が表記されていない。 ○想定外に僅少、特定の者に偏っていないか 国税庁会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」における 決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、税法上 の中小企業が6割程度を占めると推測されるため、僅少または特定の者に 偏っているとは想定しにくい。 ②減収額 ○減収額実績 (うち、税法上の中小企業分) 平成 15 年度 1,046 億円 (21 億円) 平成 16 年度 4,242 億円 (147 億円) 平成 17 年度 5,663 億円 (307 億円) 平成 18 年度 5,820 億円 (305 億円) 平成 19 年度 6,269 億円 (167 億円) 平成 20 年度 2,881 億円 (246 億円) (出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」) (参考) 平成 21 年度 2,540 億円 平成 22 年度 2,358 億円 (財務省による減収額試算) ③ 効果・達成 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成15年~平成19年) 目標の実 我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 研究開発投資比率を 現状況 維持しているが、4%には届いていない。 主要国の対 GDP 研究開発投資比率 (単位:%) 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 2007年 日本 3.20 3.17 3.32 3.40 3.44 中国 1.13 1.23 1.33 1.42 1.49 韓国 2.63 2.85 2.98 3.22 3.47 2.68 アメリカ 2.66 2.59 2.62 2.66 イギリス 1.75 1.69 1.73 1.76 1.79 カナダ 2.08 2.04 2.05 1.98 1.88

ロシア

1.28

1.07

1.07

1.12

1.15

フランス	2.17	2.15	2. 10	2.10	2.08
ドイツ	2.52	2.49	2.48	2.54	2.54
イタリア	1.11	1.10	1.09	1.13	-

出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」

《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成15年~平成19年)

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対 GDP 民間研究開発投資比率

(単位:%)

					(1 1
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2. *8
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1. 93
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1. 15
カナダ	1.16	1. 19	1. 15	1.11	1.05
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1. 31
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77
イタリア	0.52	0 •52	0.55	0.55	0.55

出典: OECD 「Main Science and Technology Indicators 2009/01」 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成22年度~平成31年度)

平成 22 年度の減税試算額における、総額型控除上限の引上げ効果: 406 億円程度

後述する研究開発税制による経済波及効果試算に基づき、平成22年度に総額型控除上限を10%引き上げなかった場合におけるGDPの押し下げ効果(平成22年度~平成31年度の累計)を減税額割合で按分して試算:約2,213億円

《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成22年度~平成31年度)

経済波及効果の試算 (暫定版・旧モデル)

【総額型本体部分(控除限度額 20%)】

- ① 減税による研究開発投資の押上げ効果の試算 研究開発税制利用実態調査結果(平成22年度経産省実施、以下、「利用 実態調査」)を基に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押上 げ効果を次のとおり試算。
 - ・平成 22 年度減収額:1,678 億円(財務省試算) → 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.38 倍
 - ・研究開発投資押上げ額: 2,232 億円 (1,678 億円×1.38)
- ② 減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算上記①を基に、押し上げられた研究開発投資(2,232億円)が中長期的に及ぼすGDP押上げ効果を、マクロモデル(平成16年度経産省委託事業により構築したマクロモデルのデータを最新化して利用)により次のとおり試算。
 - ・研究開発投資押上げ額:2,232億円

GDP 押上げ効果 (マクロモデルによる計算) ・平成22年度の研究開発税制による減税が、平成22年度~平成31年 度までの 10 年間に及ぼす GDP 押上げ効果: 約1兆円(1兆 230 億円) 【経済対策・特別試験研究税制・増加型・高水準型】 上記で試算した研究開発税制全体の経済波及効果を、利用実態調査で得 られた各型別の減収額割合で按分して次のとおり試算。 ① 経済対策(控除限度額10%引上げ)のGDP押上げ効果 ・平成 22 年度減収額:406 億円(財務省試算を元に経産省試算) ・10年間(平成22~31年度)累計で約2,480億円 ② 特別試験研究税制の GDP 押上げ効果 ·平成22年度減収額:1億円(財務省試算) ・10年間(平成22~31年度)累計で約20億円 ③ 増加型の GDP 押上げ効果 ·平成22年度減収額:66億円(財務省試算) ・10年間(平成22~31年度)累計で約1,230億円 ④ 高水準型の GDP 押上げ効果 ・平成22年度減収額:19億円(財務省試算) ・10年間(平成 22~31年度)累計で約 120 億円 【中小企業技術基盤強化税制】 ① 減税による研究開発投資の押上げ効果の試算 中小企業試験研究税制利用実態等調査(平成22年度中企庁実施)を基 に、平成22年度1年間の減税による研究開発投資押上げ効果を次のと おり試算。 ·平成22年度減収額:188億円(財務省試算) 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果:1.70 倍 ・研究開発投資押上げ額:320 億円 (188 億円×1.70) ② 減税により押し上げられた研究開発投資による経済波及効果の試算 上記①を基に、押し上げられた研究開発投資(320億円)が中長期的に 及ぼす GDP 押上げ効果を、研究開発税制本体と同一のマクロモデルを用 いて試算 ・研究開発投資押上げ額:320 億円 ↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算) ・平成 22 年度の研究開発税制による減税が、平成 22 年度~平成 31 年 度までの 10 年間に及ぼす GDP 押上げ効果:約 2,310 億円 相当性 ① 租税特別 我が国においては、 措置等に ①企業等が実施する研究開発は、国全体の研究開発に占める割合が高 よるべき く (72.5%。韓国に次いで2番目)、 妥当性等 ②企業等が実施する研究開発投資の殆どを企業等自身が負担し (98.5%)③政府による企業等への直接支援は少ない(0.9%、主要国中最低)。 ・このように、我が国のイノベーションは、企業が牽引している傾向が 強く、かつ、企業が自らの資金で推進している。したがって、民間の活 力と自主性を活用して我が国の科学技術の総合的な振興を図るために は、研究開発税制により企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進す ることが重要。 研究開発税制は、企業の法人税額負担を減少させることにより、創 意工夫あふれる自主的な研究開発投資を直接促すことが可能な措置で あり、妥当性があるといえる。 ②他の支援 税制による民間研究開発投資へのインセンティブの付与は、補助金 措置や義 等の他の制度と比較すると、国によるテーマ設定等により研究開発内容 が限定されない、企業秘密となりうる研究開発内容の報告義務が生じな 務付け等 との役割 い、という特徴を有しており、民間活力による研究開発投資を幅広く促

			分担	進する手段として有効である。
			地方公共 団体が協	_
			力する相 当性	
10	有識者の	見	解	特になし。
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			-